

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針
(平成 25 年度)

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

平成 25 年度においては、以下の方針により、化学物質のリスク評価を実施する。

1 各検討会におけるリスク評価

(1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

① リスク評価に係る方針の策定

25 年度のリスク評価にかかる方針の策定を行う。

② リスク評価対象物質の選定

リスク評価対象物質の選定作業を平成 25 年夏頃までに実施することにより、平成 25 年 12 月までに告示が発出される平成 26 年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

③ リスクコミュニケーションの推進

リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションの実施について検討する。

(2) 化学物質のリスク評価検討会

平成 24 年度ばく露実態調査の対象物質（詳細評価 3 物質、初期評価 7 物質）について、1, 2-ジクロロプロパンについては平成 25 年 5 月末を目処に、その他の物質については平成 25 年夏までに「化学物質のリスク評価検討会報告書（案）（平成 25 年度）」をとりまとめる。

また、有機溶剤中毒予防規則の対象物質のうち発がん性が認められるものについてのリスク評価を行う。

2 つの小検討会においては、以下の検討を行う。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、今後、初期リスク評価を行う物質の有害性評価を行うとともに、発がん以外の有害性から選定した物質の一次評価値について引き続き検討を行う。

また、有機溶剤中毒予防規則の対象物質のうち発がん性が認められるものについての有害性評価を行う。

さらに、国によるがん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：N，N - ジメチルアセトアミド」、「経口試験：4-tert-ブチルカテコール」）の結果について評価を実施する。

一方、発がん性に重点を置いた化学物質の有害性評価の加速を図るため、発がん性評価ワーキンググループと遺伝毒性評価ワーキンググループを新たに設け、スクリーニング試験の実施等効率かつ効果的な手法を検討する。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、平成 24 年度ばく露実態調査の対象物質（詳細評価 3 物質、初期評価 7 物質）の結果の評価を実施する。

また、今後リスク評価を行う物質の測定分析法について検討を行う。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成 25 年度においては、化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「化学物質のリスク評価検討会報告書」（平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価）を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行うとともに、その結果について、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」にとりまとめる。

また、有害性評価小検討会において行われる国のがん原性試験結果の評価を踏まえ、必要に応じ、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく指針（がん原性指針）に関連する技術的検討を行う。

3 リスク評価にかかる情報提供等の推進

規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、意見交換やパンフレットの作成などを通じて、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、ばく露実態調査のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。